

兵庫県高齢者居住安定確保計画の改定要旨

1 計画の位置付け（高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条）

「兵庫県住生活基本計画」における高齢者の住まいに係る施策と、「兵庫県老人福祉計画」における在宅サービスに係る施策を連携して推進するための計画

2 改定の趣旨

このたび改定する「兵庫県住生活基本計画」及び令和3年3月に改定された「兵庫県老人福祉計画」の内容を反映させるため改定を行う。

なお、計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とする。

（改定経緯）令和2年6月～ 住宅審議会（審議会4回、小委員会5回）
令和3年10月 パブリックコメント実施

3 改定のポイント（主な施策）

① 高齢者に適した住宅ストックの形成

[主な施策]

- 新** 高齢期の健やかで快適な暮らしに備え、住宅内での事故防止につながる断熱改修に対する補助制度の創設検討
- 一定の住戸面積や設備を備えた望ましい居住水準のサ高住の供給への支援

② 高齢者のライフスタイルに合わせた住み替えへの支援

[主な施策]

- 居住支援協議会による安否確認サービス等を実施している居住支援法人に関する情報提供
- 拡** 既存住宅の品質に対する不安を解消するための建物状況調査（インスペクション）や既存住宅売買瑕疵保険の普及及び買取再販事業者に対する瑕疵保険の加入等に係る支援の検討

③ 高齢者の在宅生活を支える多様なサービスの充実

[主な施策]

- 特別養護老人ホーム等による地域の高齢者の見守りや生活支援の実施
- 定期巡回・随時対応サービスの普及拡大